

●電気

*電力自由化

電力自由化により、好きな電力会社と契約ができます。

*地域の電力会社

中部電力(株)木曾福島営業所 木曾町福島6200-4
0120-984-532

●ガス

キッチンやお風呂・暖房等でガスを使用される場合、LPガスの契約が必要です。都市ガスのコンロは使えない場合があります。また、LPガスは空気より重いのでガス警報器は床から30cm以内に設置します。警報器用のコンセントを抜かないようご注意ください。

木曾エルピーガス事業協同組合 22-2643

*上松町内のガス店

・上松プロパン販売所 52-2519
・エマ商会(株)駅前店 52-2385

●テレビ・インターネット・電話

好きな会社と契約ができます。

*木曾広域ケーブルテレビ

内容	金額/月
基本契約 ケーブルテレビ 基本使用料	1,670円
オプション インターネット接続	1M 1,250円
	15M 3,560円
	※(事業所のみ) 30M 3,980円
	300M 4,080円
	1G 4,400円
追加 グローバルIPアドレス(1個のみ)	220円
ホームページ容量追加(10M単位)	220円
メールアドレス(1アカウント)	220円

※加入する場合は加入料・設置工事費が別途必要です。

申込・問合せ 木曾広域情報センター 21-2212
危機管理課危機管理係 52-4902

●コミュニティバス

・木曾広域幹線バス「きそバス」

南部幹線:坂下系統(南木曾町・弥栄橋~木曾福島駅)

南部幹線:上松系統(上松町・バス回転場所~木曾福島駅)

・上松町コミュニティバス

町内路線:芦島線(芦島~上松駅)

町内路線:吉野焼笹線(焼笹~上松駅~中学校北門)

・上松町デマンド乗合タクシー(町内のみ)

※利用するには、事前に利用者登録が必要となります。

*運賃

○「きそバス」

初乗り200円(A・B・Cゾーン)

※ゾーンを1つ超えるごとに200円加算。

- ・中学生 半額、小学生 半額、未就学児 無料
- ・郡内小中学生 無料(町村発行の証明書必要)
- ・障がい者等 半額(手帳の提示が必要)

○「芦島線・吉野焼笹線」

大人 200円・小学生 100円・未就学児 無料

○「デマンド乗合タクシー」

大人 500円・小学生 100円・未就学児 無料

*乗継割引(乗継券)

路線から路線に乗り継ぎする場合は、降車の際に乗務員にお申し出いただき「乗車券」を受け取ります。次に乗車する路線で降車する際に乗車券を提示します。

※それぞれの運賃を比べて高い方の運賃が乗車区間の運賃として適用されます。

*減免利用乗車証(半額減免)

以下の項目に該当する方は、減免利用乗車証の交付により芦島線、吉野焼笹線、デマンド乗合タクシーの乗車料金が半額減免となります。

- ①要支援、要介護認定を受けている方と、その介護者。
- ②身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方と、その介護者。
- ③生活保護を受けている方。

希望される方は、顔写真(縦3.5cm、横2.5cm)をご持参の上、役場住民福祉課(1階2番窓口)までお越しください。

*時刻表

町ホームページをご覧ください。役場(1階2番窓口)にお声かけください。時刻表(冊子)をお渡しします。

*回数券・定期券の販売

○回数券販売窓口:役場住民福祉課(1階2番窓口)、上松町公民館、駅前観光案内所、ひのきの里総合文化センター、木曾福島駅前バス発券所。

○定期券販売窓口:役場住民福祉課(1階2番窓口)

*その他

コミュニティバスの詳細については、町ホームページをご覧ください。

お問合せ 住民福祉課生活環境係 52-4802

*赤沢自然休養林行きのバスは、別途運行されます。

お問合せ 上松町観光協会 52-1133

◇関連する補助制度

*コミュニティ交通タクシー利用補助

*上松町運転免許証自主返納支援事業

※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



●上下水道

◇水道を使い始める時、使用を中止するとき

新しく家を建てる時、今ある水道配管などを改造するとき、転入や転居などで使われていない水道を使い始めるときや水道の所有者が変わるとき(名義の変更)、今までお使いになっていた水道の使用を中止するときは、事前に建設水道課で手続きをしてください。

◇下水道の接続工事をするとき

町の指定工事店の中から見積りをとって、工事店を決めます。工事店と、便器の機種など詳しい打ち合わせを進めます。指定工事店の一覧をご参照下さい。

施工を決めた工事店で設計書を作成してもらい、内容を確認して町へ「計画確認申請書」を提出します(工事店が代行)。町は申請内容について審査します。町から指定工事店へ施工許可が届くと、いよいよ着工です。計画確認書は大切に保管して下さい。工事が終わったら、施工業者は5日以内に完了届を町に提出します。町で検査を行い、合格すると「検査済証書」を交付します。工事代金は、町の検査が終了してから支払います。「公共下水道開始届」を町に提出して、下水道が使用できるようになります。

下水道計画区域のエリア確認・浄化槽設置補助金交付についてのお問い合わせは建設水道課までお願いします。

●上下水道料金の納入

*上下水道料金の納期限

翌日の10日前後(休日の場合はその翌日)が納期限となります。諸事情により期限までにお支払いができない場合は、ご相談ください。3ヵ月以上未納の場合には停水させていただくこともありますので、ご注意ください。

※カード払いの取扱いはありません。

*便利な口座振替をご利用ください

忘れてしまうことがなくお支払いができます。納期限の月の15日に振替を行い、25日に再振替をしています。(休日の場合はその翌日)

希望される場合は、役場会計窓口に「口座振替依頼書」がありますのでご利用ください。公共交通機関等の利用が困難な場合は、ご連絡ください。

対象金融機関

- ・八十二銀行各支店 ・長野銀行各支店
- ・JA木曽各支所 ・松本信用金庫各支店
- ・ゆうちょ銀行 ・長野県労働金庫各支店

◇こんなときはご連絡ください

- ・漏水を発見したとき ・長期間使用しないとき
- ・引越しをされる時 ・所有者が変更される時

◇水道料金

料金区分	使用水量	金額(税込)
基本料金	10m ³ まで	1,991円
超過料金 (1m ³ あたり)	11m ³ から20m ³ まで	177円加算
	21m ³ から40m ³ まで	202円加算
	41m ³ から60m ³ まで	244円加算
	61m ³ 以上	261円加算

◇下水道料金

下水道使用料金は、水道の使用量を排出量とみなして1ヶ月ごとに水道料金と一緒にお支払いいただきます。

料金区分	使用水量	金額(税込)
基本料金	10m ³ まで	1,897円
超過料金 (1m ³ あたり)	11m ³ から20m ³ まで	183円加算
	21m ³ から40m ³ まで	209円加算
	41m ³ から60m ³ まで	234円加算
	61m ³ 以上	247円加算

参考:一般家庭の料金表(1ヶ月・消費税含)

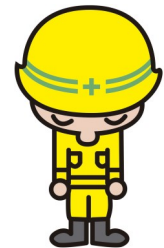
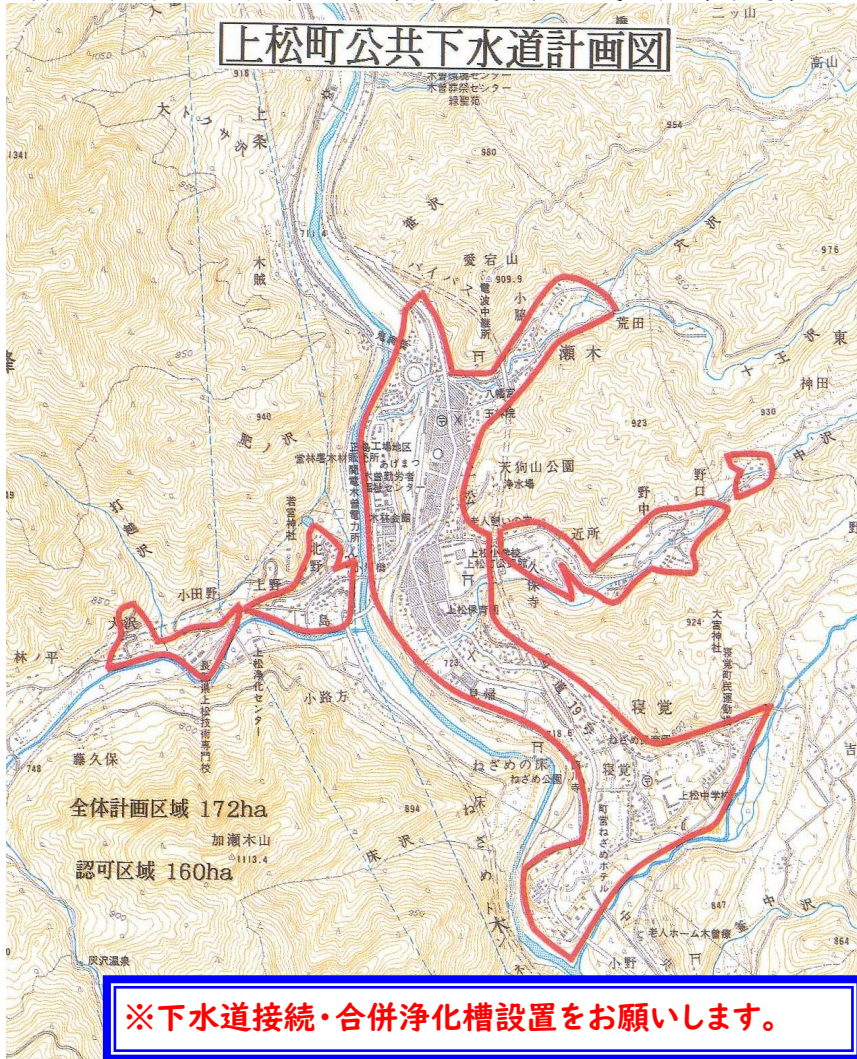
※検針日は必ず同日ではありませんのでご了承ください。

	<p>水道の通水と停水について</p> <p>転勤・転居などで1ヶ月以上留守にする場合は、停水手続きをお願いします。届出が無い場合、基本料金がかかります。</p>
	<p>消火栓の使用について</p> <p>地区等で利用する場合(災害等緊急時を除く)は日程調整をしていますので事前にご連絡をお願いします。</p>
	<p>水道工事について</p> <p>家庭内の水道工事について、新設・改造・ボイラー等の取り付けは、上松町指定の水道工事店でお願いします。(後出資料:指定工事店一覧参照。)</p>
	<p>漏水の確認方法について</p> <p>①蛇口を全てしめます。 ②外のメーターボックスの中のメーター器確認。 ・マーク減⇒漏水しています。 ・常時点灯か消灯⇒漏水していません。</p>

●我が家は、下水道に接続できますか？

上松町では下記の地区内を計画区域としています。

加入接続のお申込み、ご自宅が共用エリア内か否かのご確認・お問い合わせ等は、上下水道係までお願いします。



◇受益者負担金

都市計画法第75条の規定により、町が都市計画事業として施行する公共水道事業に要する費用の一部に充てるため、受益者負担金を徴収することが定められています
※負担金は一括で徴収するものとされていますが、受益者が分割の申し出をしたときは5年を限度として分割納入することができます。

負担区	上松処理区(計画区域内)
負担金の額	一般家庭1単位当たり235,000円

◇関連のある補助制度

- *浄化槽設置事業補助金
 - *上松町住宅リフォーム補助金
- ※詳細は、巻末の「補助制度一覧」をご覧ください。



し尿の汲み取り

*汲み取りの依頼

お住まいが下水道未接続の方や、下水道共用エリア外で浄化槽の設置が無い方は、し尿の汲み取りを定期的におこなってください。汲み取りの依頼は、下記事業者まで直接申し込みをお願いします。

・有限会社 環境サービス 52-2587

